

モニタリングに係る「特段の事情」の取扱いについて（概要）

1 居宅介護支援事業に係るモニタリングについて

モニタリングに当たっては、特段の事情のない限り、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することとなっている。

この場合「特段の事情」とは、利用者の事情により利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することが出来ない場合を指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれないものとされる。

2 特段の事情の範囲

本市における特段の事情に該当する事例は、次のとおりとする。

(1) 岡山県発出の「居宅介護支援事業におけるモニタリングについて」

(平成21年2月27日、長寿第1683号)に掲げる例1から例3に該当する事例

(2) 「モニタリングにおける「特段の事情」の考え方」(別紙)に合致する事例

(3) (1)(2)に掲げる事例以外で、利用者の心身の状態が悪化した場合や家族の急病等で在宅での介護が困難になった場合等、個別の事情により短期入所サービスの利用が継続している事例等で、適正なアセスメントを実施したうえ、他の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用が不可能と判断した場合

3 特段の事情に係る内容確認

(1) 本市が内容確認を行う事例は、2(3)に該当するため居宅でのモニタリングが出来ず、居宅以外の場所でモニタリングを実施する場合とする。

なお、2(1)(2)に該当する場合、本市への内容確認は不要であるが、当該特段の事情がある場合は、その具体的な内容を居宅サービス計画等に詳細に記載しておくこと。

(2) 内容確認に当たっては、下記のとおり取扱いとする。(上記2(3)に該当の場合のみ)

① 月を通して自宅に帰ることが出来ず、居宅でモニタリングが行えないことが予想される場合、そのような状況になった時点で予め本市に電話で相談すること。(本市に相談なく事業所独自に特段の事情と判断している場合は、運営基準減算となりますのでご注意ください。)

② 相談後、「特段の事情」に該当するかどうかを判断するため、以下の申し立てに必要な書類を添付のうえ提出すること。

<申し立てに必要な書類>

- ・「特段の事情」によるモニタリング確認申立書
- ・フェイスシート
- ・アセスメントシート
- ・居宅サービス計画書
- ・サービス担当者会議の要点
- ・支援経過
- ・その他、本市に提出を指示された書類

<特段の事情」の判断に必要な内容>

- ・居宅でモニタリングができない理由
- ・適切なアセスメント
- ・短期入所サービスを継続して利用する場合、当該サービスを位置づける理由
- ・介護保険施設等への入所支援、もしくは在宅復帰に向け、介護支援専門員として行っている支援

③提出書類により内容を確認し、必要に応じて電話等で追加聞き取りをする。その後本市にて検討・判断し、「特段の事情」に該当するか否かを電話連絡する。本市が「特段の事情」に該当すると判断した場合、適用開始は必要書類を受付した月以降からの適用開始とし、遡っての適用はしない。また支援の内容によっては、「特段の事情」と認められない場合もある。

4 特段の事情に該当する場合のモニタリング

モニタリングの趣旨は、利用者本人の心身の状況を始め、家族や居宅周辺的生活環境の把握、サービス事業所等との情報交換にある。そのため、特段の事情に該当する場合でも、少なくとも利用者の居所を訪問し、利用者との面接を行い、利用者の解決すべき課題の変化に留意するとともに、家族との継続的な連絡を行うこと。

また、モニタリングを行った場合、その具体的な内容を記録しておくことが必要であり、この記録がない場合には、減算の対象とする。

なお、モニタリングの結果の記録については、5年間保管しておくものとする。

5 「特段の事情」に該当すると判断を受けた場合

特段の事情の判断は継続的に認められるものではなく、初回に判断を受けた翌月以降も判断が必要な月については書面により本市に報告し、その月について特段の事情に該当するかの判断を受ける必要がある。その取扱いについては 初回判断時に事業所にお知らせする。

また、利用者の介護保険施設等への入所が決定した等、当該特段の事情に該当するモニタリングの必要がなくなった場合には「終了」の連絡を介護保険係あてに行うこと。

提出・問い合わせ先
玉野市長寿介護課 介護保険係
連絡先 0863-32-5534